学校法人及び準学校法人の課税とその問題点

工藤市兵衛

On taxing things, problems for quasi-educationals and an educational foundation.

Ichibei Kudo

An educatinal foundation has a purpose for an Establishment of a private school and it is a leagal person which is organized as provided by the educational law.

A legal Person which is only established a special school and a non-reagular school is called a quasi-educational foundation.

It has many points at taxable issues and there we are going to inquire theoretically into the causes of Taxable problems.

学校法人とは、私立学校の設置を目的としこの法 律の定めるところにより設立された法人であり、専 修学校又は各種学校のみの設置を目的とする法人を 準学校法人と読んでいるが、その課税関係では問題 点も多い。課税関係の理論的究明をなさんとしたも のである。

第一

節

収

益事業の税務

学校法人及び準学校法人の課税とその問題点

工 藤 市 兵 衛

たが、本章ではその課税とその問題点を論ずることとする。前章においては、学校法人及び準学校法人の税の不課免税について述べている(私学法施行規則六条一項六号日本私学振興財団法第二条三号)。より設立される法人を云い(私学法第三条)、専修学校または各種学校のより設立される法人を云い(私学法第三条)、専修学校または各種学校のより設立される法人を云い(私学法第三条)、専修学校または各種学校のより設立される法人を云い(私学法第三条)、専修学校または各種学校のより設立される法人を云い(私学法第三条)、

法人税法基本通達一五-一-一)。合にその所得に課税される(法人税法第四条第一項、以下法四①とする。学校法人等公益法人に対する法人税等については、収益事業を営む場

授業等の範囲を拡大し、 に税率の引上げが行われた① 九年四月の法人税法改正により、 上トラブルも多いので、その範囲、 法人関係を主とした昭和五 年一二月の第三次にわたり基本通達を改正し、 い 六)を発表した。 国税庁では、 昭和五四年一0月の第一次、 その取扱いが明確を欠いていたものも多く、 法人税関係の取扱いに関し、 今回の改正作業は、 課税の強化をはかった。 六年一一月二0日、第四次基本通達(直法二二 収益事業のうち、 要件等を明確した。 昭和五五年五月の第二次、 収益事業の範囲が定められてい かねてから総点検を行って 今回、 その後昭和六十年四月 席貸業法及び技芸教 第四次として公益 とかく税務執行 さらに昭和 昭和五五 五. 十

①販売業、製造業、その他政令で定める事業(施行令第五条)。収益事業(法人税法第二条第一三号)とは、

収益事業の範囲(法人税法施行令第5条)

②継続して事業場を設けて営まれるもの。

を云っている。

問屋業、 席貸業、 製造業、 財産権の譲渡又は提供を行う事業 物品販売業、 遊覧所業、 鉱業、 通信業、 旅館業、 不動産販売業、 医療保健業、 土石採取業、 運送業、 料理店業その他飲食店業、 倉庫業、 技芸教授業、 浴場業、 金銭貸付業、 (以上三三業種)。 請負業、 理容業、 駐車場業、 物品貸付業、 周旋業、 印刷業、 美容業、 代理業、 出版業、 信用保証業、 興行業、 写真業、 仲立業、 遊技所

第二節 私立学校法における収益事業

。私立学校法ではその収益事業について、それぞれ次のような定めがあ

る。

事業を行うことができる(第二十六条一項)。ない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とするない限り、その収益を私立学校の経営に充てる私立学校の教育に支障の

類を公告しなければならない(同条二項)。学校審議会の意見を聞いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種前項の事業の種類は、私立学校審議会、私立大学審議会又は高等専門

第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経

(同条三項)営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(第六一条)。 / 「朝子は該当学校法人に対してその事業の停止を命ずることができる(収益事業の停止)……つぎの各号の1に該当する事由があるときは、

①該当学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行なうこ

の目的に使用すること。②該当事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外

③当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障が

学·短大·高等専門学校)②。 (文部大臣所轄学校法人)……昭和二五·一一·八文部省告示六八(大

畜産業、 等の貸付業、 物品販売業、 請負業、 クリーニング業(以上三四種)。 養蜂業、林業、 歯科医業、 旅館業、 印刷業、 物品貸付業、 出版業、 飲食店業、代理業、公衆浴場業、 薬剤師業、 薪炭製造業、水産業、 製造業、 新聞業、写真業、 助産婦業、 無線通信放送事業、 獣医業、 鉱業、 競技場および集会場所 装蹄士業、 砂鉱業、土石採取 理容業、 倉庫

類を定める件)(文部大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種

校)。(知事所轄学校法人)……各都道府県告示による(高等学校以下の学

昭和二五年三月一四日文管庶第六六号各都道府県知事あて、

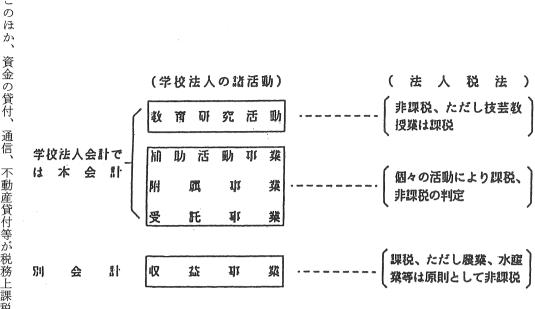
私立学校法の施行について次官通達改正昭和三一年文管振四五三号(三七年二〇七号)

法人税法上、収益事業とみなされる場合もある。一致してない。次の図のように教育事業及び補助活動事業であっても、以上の法人税法の収益事業と、私立学校法の収益事業とは、必ずしも

で徴税されることになる。

(従って所轄庁と課税庁との見解が相違するときは、結局課税庁の見解

れることとなる。学校において行われるもので大蔵省令で定めるものは一般的に課税を免学校において行われるもので大蔵省令で定めるものは一般的に課税を免定する専修学校又は同法第八十三条第一項(各種学校)に規定する学校、同法第八十二条の二(専修学校)に規(学校の範囲)に規定する学校、同法第八十二条法律第二十六号)第一条但し、原則として学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条



④収益事業収入… ③受託事業収入: ②附属事業収入…… …収益事業会計からの繰入収入 :外部からの試験、 ·病院、 農場、 研究所などの附属機関の収入。 研究などの受託収入。 (収益事業では通常

①補助活動収入……

食堂、

売店、

制服等の販売、

寄宿舎、

スクー

ルバ

ス、その他の収入。

〔学校法人の事業収入〕(省令会計基準一八号、別表二)

なかから収益事業として税務上課税される場合があるので注意しなけ したがって、 私学法上の収益事業に該当しない場合でも、 寄付金処理されたもの)。 収支計算の

収益事業から教育事業に対する寄付金

ばならない③

は義務がないのに で寄付金と称することが少なくない。 る寄付、政党その他への寄付等、 的な目的で財産を贈与する意味で用いられることが多いと思われる。 性質は贈与と同じと云うのが一般の説明である④。 えば国や都道府県に対する寄付、 「財産を寄付する」とか「寄付金を募る」と云った用語は 一定の目的のために無償で財産を出損すること、 単なる私益的な贈与でないと云う意味 学校の校舎増築や創立記念事業に対す しかし法律用語としては 般に公益 「寄付と その 例

なっている。 の範囲内については、 充てている場合が多いと思うが、 法人税法上の収益事業については、 寄付金として損金に計上することができることに その教育事業に充てた金額のうち下記 その収益を学校法人の教育事業に

学校教育法第一条校を設置している学校法人及び私立学校法第六四第

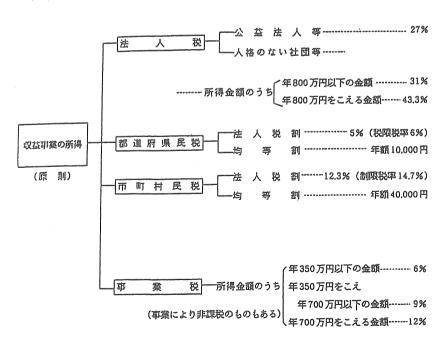
非営利耶薬に対する寄付金の損金算入(法人税法第37条)

X	分	内	容		
寄付金(指定3 の損金算入限限 収益事業から3 入れた金額をい	[額 数青ग薬に緑	当該事業 損金経理 (年度の所 + の寄付金) 得 金 額 の 金 額	×		
		- 損金算入限度額			
収益事業から 公共団体に対 損金算入の特例	する寄付金の	***日的しナス南海を与れる社 こんは団はおけ!			

(注) 試験研究法人等に対する寄付金の損金算入の特例(法人税法第37条第3項)は、公益法人等が支出した試験研究法人等に対する寄付金については適用がない。

下 に は現金を教育事業に移管しておくことが肝心である。 兀 経理を区分して つまり、最低200 0 記 ついては、 万円のうち、いずれか大きい方の金額まで寄付金として課税されない。 項 のように一条校と同等に取扱われることになった。 ĸ より設立された準学校法人は、 従来30%の寄付金枠でだったが いるときは、 万円の所得までは非課税というわけである。 事前に (三月末までに) 収益事業の所得の50%又は20 昭和五十九年四月より なお、 その部分の預金又 準学校法人 ただし、

なお、所得に対する税率は次のとおりです。



(注)所得のうち、90%以上を教育事業に充てている場合は、道府県民税、市町村民税を課さない。

0 個人および法人からの 寄付金

鉪 H 学校に対 w े अ 付金の税制上の取扱い

		AND THE PROPERTY OF THE PROPER	The Control of the Co
	((資本等 × 2.5) (所得の × 2.5))) × ½ ※ 損金算入限度額 の金額 1,000) 金 額 × 100)) × ½ ※ 損金算入限度額	には、	存金
法人税法37条·法人税法施行令73条	かか次により計算した。	一番人がも出	: 41
		した場合	彦
		個人が支出	1
	学校法人の主たる目的である業務に関する費用に充てるためのもの	過級を	(P7124)
法人税法37条·法人税法施行令77条。 法人税法施行規則24条	一般の寄付金の損金算入限度額のほかさらに同額まで別枠で損金に算入する。	した	研究さらないに対する。
所得税法78条·所得税法施行令215号	指定寄付金の場合と同様にして計算した金額を所得金額から控除する。	出 沙 心 心 心 心 心	対略人名
	⑤ 私立学校の校内教育研究基金に充てるためのもの	Ņ	
	門存外中心静田に作力やためのもの)	ŀ
	② 日本私学范興財団が、私立学校の校地、校舎その他院属設備の新規取得の一	ĒX	*
昭和55. 6.12 大武省告示第 59号	借入金の返済に式てるためのもの	- -	6
昭和44. 7.11大震省告示第61号)	③ 私立学校の校地、校舎下の他附属設備を過去において取得するのに映した	M	1
(改正昭和43. 4. 20大廈省告示第49号)	② 私立学校の学内育英数学語金に充てるためのもの		灺
昭和42. 3.31 大蔵省告示第 38号	9	ń	}
昭和40. 4.30 大蔵省告示第154号	① 私立学校の校地、校舎その他附属設備の新規取得の費用に充てるためのも		M
76条	0) () 中心性	<i>₹</i> :	E
法人税法37条②·法人税法施行令75、	以たるののだが語れて言えた。	·行	ñ
214条·所得院法施行規則 40条	(寄付金の額(所得の25%を限度とする))—(1万円)—所得控除額	田中	
所得税法78条。所得税法施行令 213、	金額から	配 哲全	
故 営 祈 心	2000年	\$	×

電地 N :--指定寄付金としての取扱いを受けるには、学校法人が大蔵大臣の承認を必要とする。 試験研究法人等に対する寄付金としての取扱いを受けるには、学校法人が所轄庁の証明を必要とす(P.11 改正)

ŷ

玉

地方公共団体に対する寄付金

1

扱われているものであろう。 ないが港湾施設の設置又は維持管理を目的として関係地方公共団体が とされる(所得税法七八条二項) れ(法人税法三七条二項)、 営利を目的としないため国に準ずる取扱いがなされていると解される。 公法上の法人とされることから(同法五) 一設けられる団体 この寄付金は、 体には、 の場合は国、 部事務組合、 又は共同して設立するもので(港湾法四①)営利を目的としな 市町村の事務組合も含まれる。 法人税法上、 地方公共団体、 (地方自治法二八四—二九三) 役場事務組合等のように地方公共団体との協議によ また、 又 法人の支出額の全額が損金の額に算入さ 港湾局に対する寄付金である。 事務組合も地方公共団体の全部事務組 所得税法上、 地方公共団体の分身として取 港湾局は国等そのものでは 個人の寄付金控除の対象 より法人格を付与され 地方公

特別受益がある場合の除外

る施設に充てるためのもの」とされていたが、 離されうるので、 ることその他特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるもの 全文改正の際は、「国、 その寄付した者がその寄付によって設けられた設備を専属的に利用す この金額損金算入の対象となる寄付金から除外される。 現在のように改められた。 地方公共団体がその行政目的のために直接供す 施設の目的と利用とが分 昭和四0年

採納と募金団体を通ずる寄付の取扱い

るものをいうこととされている。 国等に対する寄付金は、 国等において歳入として正式に採納され しかし、 国立又は公立の学校等の施設

> 人税基本通達九 明らかなものは、 っても、 建設又は拡張等の目的をもって設立された後援会等に対する寄付金で その目的である施設が完成後遅滞なく国等に帰属するとこが 兀 国等に対する寄付金に該当することとされている

ぁ

場合など、 されている。 募金団体である旨を主たる事務所の所轄国税局長の確認を受けることと ے 採納の手続きを経ていて完成後遅滞なく国等に帰属させる の確認を受ける必要がある。 各国税局の直税部法人税課で担当しているので、 確認申請様式等も定められて TAの

最終的に国等に帰属しない寄付

ても、 当しないこととされている 終的に国等に帰属しないと認められるものは、 国等に対し採納の手続きを経て遅滞なく国等に帰属した寄付金であ その寄付金が特定の団体に交付されることが明らかであるなど最 (法人税基本通達九—四—四)。 国等に対する寄付金に該

る。 うような迂回行為を排除しようとする趣旨と解される。 ために、 りながら、 いった回避的行為が行われるので、 公共団体で募金し、金銭又は建造した施設等を公益法人に帰属させると その公益法人等では指定寄付金に指定されないときに、 即ちこれは実質的には国等以外の特定の団体等に対する寄附金であ その上これをその団体等に対する補助金等として交付するとい 国等が 寄附する側における限度計算を不要化して募金を容易にする 種の「トンネル」となって、 それを防ぐための措置であるとされ いったん寄附金として受 形式的 地

(5) 公共団体等に対する寄付金

日 本開発銀行等のように全額政府出資により設立された法人又は地方 国等とは国 地方公共団体、 港湾局のみをいうので、 日 本道路公団

対する寄付金は、国等に対する寄付金に該当しない、法人税基本通達九一 四一五)。したがって、全額損金算入の寄付金を募集するためには、 宅供給公社等のように地方公共団体の全額出資により設立された法人に 大臣の指定を受ける必要がある⑥

6 災害救助委託団体等に対する義えん金等

該当する。 対してきょ出した義えん金等については、 において明らかにされているものであるときは、 出され、または一般被災者に配分されることが募金要綱、 又は応援の委託を受けた日本赤十字社又はこれに協力する募金団体 法人が災害救助法三二条 放送等の報道機関、 慈善事業団体又は宗教団体、 (日本赤十字社への委託) その義えん金等が国等にきょ 国等に対する寄付金に 商工会議所等) の規定により救助 募金趣意書等 (新 K

現物寄付と個人寄付金の取扱い

的とする特定の法人に対する財産の贈与で、 されて今日に至っている こについては、 国又は地方公共団体に対する財産の贈与と公益法人、 いずれもみなし譲渡課税を適用しないとする特例が創設 (租税特別措置法 一七条)。 大蔵大臣の承認を受けたも その他公益を目

$\widehat{1}$ 現物寄付

7 等法人からの現物寄付(不動産、 るとしており、 貸付金に係るものを日本私学振興財団を通じて行うことが出来 ころにより、 国は日本私学振興財団法 この場合、 この法律の規定による助成で補助金の支出、 寄付物件は、 財団の取扱う寄付金は、 校地、 (昭和四五年 動産)についても受入ている。 校舎その他校具器具等、 金銭だけでなく、 法六九) の定めると 直接 又は

> として時価評価によっている。 教育の用に供するものに限定されており、 その寄付金額は原則

では取扱っていない。 税庁長官 個人からの現物寄付は、 1へ申請し、 その承認をうければ、 納税地の所轄税務署長を経由 非課税となる。 して 団 玉

個人寄付金

個

付金」 ている⑦ 金控除)が受けられるので、次の寄付金を除いて取り扱わないことになっ 人寄付金は、 (改正)の規定により、 財団を通さなくとも「特定公益増進法人等に対する寄 財団が取り扱うのと同様の税の優遇

専修学校のみを設置する法人が募集する場合!

(ii)寄付者の大半が会社等法人であり、

個人が極めて少数の場合。

낃 日本私学振興財団が扱う寄付金

の要件は次の通りである。 財団が受配者指定寄付金として一定の金銭を寄付金として受入るため

められている。 省主税局税制第 設立準備のための寄付金を指定寄付金として募集したい場合は直接大蔵 ている寄付事業の範囲が異なるので、 なお、 私立学校の場合と私立専修学校の場合とではその損金算入が認められ 財団は学校の新設(新設法人の新設学校、 新設学科等) 課 へ申請すること。 のための寄付金は取扱っていないので、 後に述べる如く注意を要する。 株式等については一定の型式が定 既設法人の新設学校、

①受配者指定寄付金の要件

の 要件は次の通りである。 財団が受配者指定寄付金として一 定の金銭を寄付金として受入るため

事業の範囲が異なるので、注意を要する。私立学校の場合と私立専修学校の場合とではその認められている寄付

(i) 私立学校の場合

幼稚園 既存の学校 てられるために財団に支出される寄付金で、 私立学校法第三条に規定する学校法人が設置する学校教育法第一条の に充てられるものであること。 盲学校、 (大学、 聾学校、 短大、 養護学校)の教育に必要な費用又は基金に充 高等専門学校、 高等学校、 具体的には次の事業 中学校、 小学校、 (寄付

- (イ) 敷地、校舎その他付属設備の取得費!
- (ロ) 教育研究に要する経常的経費。
- て設定される基金。に於ける教育研究の実施に伴う経費をまかなうことを目的としたがける教育研究の実施に伴う経費をまかなうことを目的とした)ので含む。)
- ´ニ`学資の貸与又は給付を目的として設定される基金。
- (へ)(イ)及び(ロ)に要した借入金の返済の費用。

(ii) 私立専修学校の場合

教育の用に充てられるものであること。

、法第八二条の三第一項=その授業時間数が1700時間以上のもの)の項=その修業期間中の授業次時間数が2000時間以上のもの)又は(同修学校(学校教育法第八二条の二)の高等課程(同法第八二条の三第一学校法人又は準学校法人(私立学校法第六四条第四項)が設置する専

- (イ) 敷地・校舎その他の付属設備の取得費。
- れらの課程の各修業期間を通算することになっている。程があり、一の課程が他の課程に継続するような場合)は、こちに類する区別された課程があり、一の課程が他の課程に継続らに類する区別された課程があり、一の課程が他の課程に継続らに類する区別された課程があり、一の課程が他の課程に継続いり、学費の貸与又は給付を目的として設定される基金。

ミⅲ)学校等の新設の場合

するための敷地・校舎そのほか付属設備の取得費学科等を含む。)又は専修学校(高等課程及び専門課程を含む。)を設置科、大学院及び大学院の研究科、短期大学の学科並びに高等専門学校の既存の学校法人又は準学校法人が新たな学校(大学の学部・学部の学

①現物寄付

- として時価評価によっている⑧。教育の用に供するものに限定されており、その寄付金額は原則数育の用に供するものに限定されており、その寄付金額は原則 現物寄付(不動産、動産)についても受入ている。はついても受入でいる。
- る。財団では取扱っていない。由して国税庁長官へ申請し、その承認をうければ、非課税とな(ロ)個人からの現物寄付は、納税地の所轄税務署長、国税局を経

②個人寄付金

個人寄付金は、財団を通さなくとも「特定公益増進法人等に対する寄

が 付金」の規定により、 !受けられるので、次の寄付金を除いて取り扱わないことになっている。 財団が取り扱うのと同様の税の優遇(寄付金控除

- 専修学校のみを設置する法人が募集する場合。
- ロ)寄付者の大半が会社等法人であり、 個人が極めて少数の場合。
- 受入れない寄付金

受入れないことになっている。 団は上記 $\widehat{\mathbb{1}}$ の要件を具備した寄付金であっても、 次の寄付金は

①学校の入学に関する寄付金

③寄付者が寄付したことにより特別の利益を受ける結果となる寄付 ②寄付者につき税の不当な軽減をきたす結果となる寄付

④寄付者が寄付金の配付先を指定した学校法人が次の事項に該当す る場合にその学校法人に対してなされる寄付金!

いるもの。 は銀行取引停止処分を受けるなど、 役員間、 破産宣告を受け、 の他内紛があり、 教職員間又はこえらの者に間において、 若しくは負債総額が資産総額を上回 寄付事業の適正な執行を期しが 財政状態が極度に窮迫して たいも 訴訟継続中 又

法令違反、 又は法令に基づく所轄庁の処分に違反し、 相当期

間 を経過しないもの。

適正を期しがたいもの。

管理運営に関する事務処理が著しく適正をかき、

寄付事

業

取 り扱い内規」により、 財団は、「私立大学等における入学寄付金等に関 次に掲げるものは、 入学に関する寄付

受け入れないことになっている。

- 日までの期間に納入する寄付金。 入学願書受付の開始日から入学を予定される年の一二月三一
- 「ロ)入学を予定される年の前年の四月一日から入学願書受付日 三月三一日までの期間の納入する100万円以上の寄付金。 前日までの期間又は入学を予定される年の翌年の一月 一日から
- ハ) 入学決定後に新入生以外の者と同一条件で募集される30 万円以上の寄付金

財団は、一ロ一万円未満の寄付金

(法人。

個

いをしないことになっている。 及び税の優遇措置を必要としない者から受ける寄付金は取り扱

(ニ) 受配者指定寄付金の事務手続き。

付金に係る事業及び資金概況書」を財団 する学校法人 一係担当) 財団の受配者指定寄付金制度を利用して寄付金を集めようと へ提出する。 (準学校法人を含む。 以下同じ。) (助 成部助成第二課第 は、

びとなる。そして財団は、 付者は財団発行の寄付金受領書をもって所轄税務署へ申告すれ てこの受配者指定寄付金の事務手続は終了することになる。 金及び寄付事業等が終了し次第学校法人は寄付金実績報告を行 の一定の申請手続によりその寄付金を学校法人へ配付する。 該寄付金を受入れ、 時審議し、 い、財団は額の確定を行い、寄付金利息の配布を行いこれをもっ 財団は、 法に定められた指定寄付金としての減免税の措置を受けら 学校法人へ承認通知を出す。その承認後 その申請案件について毎月一回、 寄付者に対して寄付金受領書を発行する運 寄付者から指定された学校法人から 必要あるときは 財団は当

Ŧ,

旧試験研究法人という)等に対する

特定公益増進法人(以下、

①限度額

度額として認められるのである。この寄付だけであれば、一般寄付金の限度額の二倍の金額が限限度額の二倍が限度額として認められる。すなわち、寄付金が特定公益増進法人等に対する寄付金は、後述の一般寄付金の特定公益増進法人等に対する寄付金は、後述の一般寄付金の

限度額計算がなされないことは、先に説明したとおりである。その寄付金は全て一般寄付金として取り扱われ、この寄付金のなお、公益法人等が、この特定公益増進法人に寄付しても、

②特定公益増進法人等に対する寄付金の範囲

いと同じであるから、大変有効である。
寄付金については、この証明があれば指定寄付金としての取扱として承認されるが、専修学校については、適用がない。個人一条校を設置する学校法人は、すべてこの特定公益増進法人

税法第三七条三項三号)。 ・ 対象的には、公共法人、公益法人その他特別の法律により設 ・ 抽象的には、公共法人、公益法人その他特別の法律により設 ・ 対象的には、公共法人、公益法人その他特別の法律により設 ・ 対象的には、公共法人、公益法人その他特別の法律により設 ・ 対象的には、公共法人、公益法人その他特別の法律により設 ・ 対象的には、公共法人、公益法人その他特別の法律により設

人税法施行令七七条)。 具体的には、次の法人が特定公益増進法人等とされている(法

新エネルギー総合開発機構及び海上災害防止センター。 ・自動車安全運転センター、総合研究開発機構、理化学研究所、 ・自動車安全運転センター、総合研究開発事業団、動力炉・核燃料 が基金、農業機械化研究所、日本学術振興会、日本科学技術情 開発事業団、宇宙開発事業団、海洋科学技術センター、国際交 開発事業団、宇宙開発事業団、海洋科学技術センター、国際交 による、 には、 ・自動車安全運転センター、総合研究開発機構、理化学研究所、

民法三十四条の法人のうち、次に掲げるもの

- 究を主たる目的とする法人。(a)科学技術(自然科学に係るものに限る。)に関する試験研)
- 給を主たる目的とする法人。 (b)科学技術に関する試験研究を行う者に対する助成金の支
- け五年以内のもの)。 たる目的とする法人(その目的業務に関し国の補助金を受(c)科学技術に関する知識及び思想の総合的な普及啓発を主
- (d)学術に関する研究を目的とする法人で、日本育英会法施
- 主たる目的とする法人。(e)学校教育法第一条に規定する学校における教育の助成を(
- 修学を援助するための寄宿舎の設置運営を主たる目的とす()学生又は生徒に対する学資の支給若しくは貸与又はその
- の補助金交付後二年以内のもの)。めの宿泊研修施設の設置運営を主たる目的とする法人(国め)を数の大学の教員及び学生の学芸の教授研究に資するため
- 人のうちその業務が全国の区域に及ぶもの(国の補助金交(h)青少年に対し健全な社会教育を行うことを目的とする法

(j) 財団法 (k) 開発途 (k) 開発途 (k) 開発途 (k) 開発途 (k) 開発途 (m) 更更財団法 (n) 貧困者 (n) 貧困者 (n) 貧困者 (n) 貧困者 (n) 積困者 (n) 計量因法 (n) 形式(n) 形

後二年以内のもの)。 業務を行うことを主たる目的とする法人(国の補助金交付業務を行うことを主たる目的とする法人(国の補助金交付(主)芸術の普及向上に関する業務を行うことを主たる目的と

付後二年以内のもの)。

- (j) 財団法人日本体育協会。
- 公共的施設の管理運営に関する業務を行うもの。以内のもの)又は国の無償援助に係るその地域に所在するを含む。)を主たる目的とするもの(国の補助金交付後二年か)開発途上にある海外の地域における経済協力(技術協力
-)財団法人貿易研修センター。
- する去人。m)更生緊急保護法に規定する更生保護事業を主たる目的と
- もの)。 務が全国の区域に及ぶもの(国の補助金交付後二年以内のm)貧困者の訴訟援助を主たる目的とする法人のうちその業
- が全国に及ぶもの(国の補助金の交付後二年以内のもの)。の緑化事業の推進を主たる目的とする法人のうちその業務関し国又は地方公共団体の委託を受けているもの又は国土務を行うことを主たる目的とする法人のうち、その業務にの)自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業
- (p) 財団法人関西文化学術研究都市推進機構!
- る目的とするもの。(9) 学校法人で、学校教育法第一条の学校の設置運営を主た
- (r) 社会福祉法人。
- (ハ) 証明書の交付とその手続

通達九一四一七)。 等を総合勘案して判定することとされている(法人税基本等を総合勘案して判定することとされている(法人税基本的である業務に関連ある寄付金とされているが、この関連的である業務に関連ある寄付金は、上述の法人の主たる目試験研究法人に対する寄付金は、上述の法人の主たる目

れている。されており、この証明書は全般的に五年間有効であるとさされており、この証明書は全般的に五年間有効であるとと督官庁が判定して該当証明書をその法人に交付することとこの試験研究法人に該当するかどうかは、その法人の監

ii。申請手続及び様式

- 所轄庁)である。 (a)窓口は、文部省又は都道府県知事(その学校法人の
- 記簿謄本、d寄付金募集要綱とされている。(b)提出書類はa証明申請書、b寄付行為、c法人の登

る予定である。

さ予定である。

さ予定である。

の他(法人税関係)一三、特定公益増進法人の範囲に一定の専修学校をの他(法人税関係)一三、特定公益増進法人の範囲に一定の専修学校を民党の九三年度(平成五年度)税制改正大綱によれば第二具体的施策そ民党の九三年度(平成五年度)税制改正大綱によれば第二具体的施策そ

六。財産を公益法人に寄付したときの課税特例

(イ) 概要

きいて、譲渡所得や山林所得などが課税される(所得税法五九されて、譲渡所得や山林所得などが課税される(所得税法五九や山林を寄付した場合は、時価により譲渡があったものとみなー、土地や建物などの譲渡所得の基因となる財産

ただし、国や地方公共団体に対して、譲渡所得の基因となるただし、国や地方公共団体に対して、譲渡所得の基因となる財産や山林を寄付した場合には、一定のすけに基づく譲渡所得や山財産や山林を寄付した場合は、その寄付に基づく譲渡所得や山財産や山林を寄付した場合は、その寄付に基づく譲渡所得や山財産や山林を寄付した場合は、その寄付に基づく譲渡所得や山

や貴僧のまか、所たこ公益去人を受立するためこも前曽手や貴を、その資産の取得費(その資産を贈与又は遺贈するために支め、その資産の取得費(その資産を贈与又は遺贈するために支め、その資産の取得費(その資産を贈与又は遺贈するために支したがって、寄付金控除にあたっては、譲渡資産の価格のうしたがって、寄付金控除にあたっては、譲渡資産の価格のう

言による財産も含まれる。や遺贈のほか、新たに公益法人を設立するために生前贈与や遺

(μ)制度の内容

i。公益法人とは

をいう。財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人など)財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人など、れた法人その他の公益を目的とする事業を営む法人(例えば、この場合の公益法人とは、民法第三四条の規定により設立さ

- (a)その寄付が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉をいう。□、国税庁長官の承認を受けるための一定の要件とは、次の要件
- れ、又は供される見込であること。(日)①寄付した財産が、その寄付にあった日以後二年以内に寄への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。

れ、又は供される見込みであること。 付を受けた公益法人の公益を目的とする事業の用に供さかつ、その代替資産が、寄付のあった日以後二年以内に寄がつ、その代替資産が、寄付のあった日以後二年以内に寄する場合は、その譲渡代金の全額を代替資産としての減価して国税庁長官が認める理由により、その寄付財産を譲渡して国税庁長官が認める理由により、その寄付財産を譲渡して国税庁長官が認める理由により、その寄付財産を譲渡して国税庁長官が認めること。

- と。

 成の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるこの他これらの者と特別の関係がある人の相続税若しくは贈与の他これらの者と特別の関係がある人の相続税若しくは贈与の所得税の負担を不当に減少させ、又はその寄付者の親族そと、公益法人に対して財産を寄付することにより、その寄付者と
- 要件は次の通りである。この(c)の場合の不当減少とならないと認められる場合の

iii

寄付を受けた公益法人が次の要件を満たしている場合は、「所名付を受けた公益法人が次の要件を満たしている場合は、「 で款又は規則において、その役員等のうち特殊関係者の数が定款又は規則において、その役員等のうち特殊関係者の数がそれぞれの役員等の数が適正であるとともに、その寄付行為、それぞれの役員等の数のうちに占める割合は、「所名付を受けた公益法人が次の要件を満たしている場合は、「所名付を受けた公益法人が次の要件を満たしている場合は、「所

- び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。資産の譲渡、給与の支給や役員等の選任その他財産の運用及はこれらの者の特殊関係者に対し、施設の利用、金銭の貸付、の公益法人に財産の寄付をする者、その公益法人の役員等又
- 解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又はこ)公益法人の寄付行為、定款又は規則において、その法人が

ii

申

(d) 公益法人につき公益に反する事実がないこと。他の公益法人に帰属する旨の定めがあること。

Ⅳ。承認の取消

て所得税が課税されることになる。
されると、その承認の取消しがあった年分の譲渡所得などとしされると、その承認の取消しがあった年分の譲渡所得などとしきれると、その承認が取消すことができることとされている。承認が取消を認要件に該当しなくなった場合は、国税庁長官は、いつでも、なお、国税庁長官の非課税の承認を受けた寄付であっても、

(ハ)国税庁長官の承認を受けるための手続

らない。 措置法第四0条の規定による承認申請書」を提出しなければな国税庁長官の非課税の承認を受けようとするときは、「租税特別」の公益法人に財産の寄付をした場合に、譲渡所得などについて

―その寄付が遺贈である場合 相続人・包括受遺者) 前に死亡した場合は、贈与者の 前に死亡した場合は、贈与者の 提出する人――― 贈与者(贈与者が申請書の提出

ii。申請先の提出先

|贈者の相続人・包括受遺者

に提出する。 亡時の住所地)の所轄税務署長、国税局を経由して国税庁長官 寄付者の住所地(寄付者が死亡している場合は、寄付者の死

iv。申請書の提出期限

場合には、所得税の確定期限(翌年三月一五日)までである。る寄付申告が一二月一六日から一二月三一日までの間にあった寄付があった日から三か月以内である。例外として贈与によ

。申請書は、添付書類とともに三部提出する必要がある⑨。

特定の公益法人に相続財産を贈与した場合の相続税の非課税の特例

七。

(1) 制度の概要

相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告書の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は民法第三四条の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人で教育もしくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく贈与(死因贈与は除く。)した場合には、その贈与によって、その贈与(死因贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる贈与者又はその親族その他これらの者と特別な関係にある者の相贈らを除き、その贈与した財産の価格は相続税を課税しないこととされている(措法七0の二)。

られているが、 が課税されることとなっている。 の用に供するため公益法人等へ贈与しても、 場合には、 供する場合には、 公益事業を行い、 得した者が、公益の増進に寄与するところが著しいと認められる である。すなわち、 この制度の設けられているのは、 遺贈により取得した財産を公益法人等に贈与する場合は その財産は相続税の非課税財産とする旨の規定が設け 財産を取得した者がその取得した財産を公益事業 かつ、 その取得した財産をその公益事業の用に供する 相続税法では、 その取得した財産をその公益事業の用に しかし、 相続又は遺贈により財産を取 次のような理由に基づくもの 相続開始直後に相続又 その財産には相続税

との関連をも考慮し、この制度が設けられたものである。との関連をも考慮し、この制度が設けられたものである。人等に対して寄附金の支出があった場合における所得税の寄附金保護育成が重要である。そこで、国、地方公共団体は試験研究法保護育成が重要である。そこで、国、地方公共団体は試験研究法のが国の現状では、なお教育や科学の振興等公益性の高い事業の続人の生前の意思をくんで行われることも多いと推察され、また、

(2) 適用要件

必要とされている。 との制度の適用を受けるには、次に掲げる要件を満たすことが

(1) 贈与をした財産は、相続又は遺贈により取得した財産であ

下「措法七0条の二通達」という。)の四)。 対して相続財産を贈与した場合の相続税の取扱い」通達(以和三八・一0・二九付直審(資)二六、直資一六七「国等に和三八・一0・二九付直審(資)二六、直資一六七「国等にとみなされる生命保険金、退職手当金等の財産も含まれる(昭との大学では、相続税法の規定(相相続又は遺贈により取得した財産には、相続税法の規定(相

用はない(措法七0条の二通達の八)。合における金銭等の贈与等については、この制度の規定の適典として取得した金銭等の全部又は一部を国等に贈与した場典として取得した金銭等の全部又は一部を国等に贈与した場に対するいわゆる香典返しとしてする物品の供与に代え、香しかし、相続又は遺贈により財産を取得した者が、弔問者

二九①)までであること。(2)贈与の時期は、相続税の申告書の提出期限(相法二七①、

ただし、相続税の申告書の提出後において相続財産法人か

②)までとされている(措法七0の二①かっこ書)。ければならない場合には、その申告書の提出期限(相法三一ら分与を受けた財産について相続税の修正申告書を提出しな

お書)。 までとして取り扱かわれている(措法七0条の二通達の四なまでとして取り扱かわれている(措法七0条の二通達の四な後申告書又は修正申告書を提出する場合には、その提出の時があった退職金手当等(相法三①ニ)について相続税の期限があった退職金手当等(相法三①ニ)について支給額の確定また、相続税の申告書の提出期限後において支給額の確定

(3)贈与の相手方は、国、地方公共団体又は特定の公益法人で(3)贈与の相手方は、国、地方公共団体又は特定の公益法人で

についてはこの制度の適用はない。の三)。従って、次に掲げる法人を設立するための財産の提供の三)で、既設の法人に限定されている(措法七0条の二通達2の場合の特定の公益法人とは、次に掲げる法人(措令四

①自動車安全運転センター、理化学研究所、新技術開発事業①自動車安全運転センター、日本赤十字社及び国立劇場。本育英会、貿易研修センター、日本赤十字社及び国立劇場。本育英会、貿易研修センター、日本赤十字社及び国立劇場。本育英会、貿易研修センター、日本赤十字社及び国立劇場。本育英会、貿易研修センター、日本原子力船開発事業団、動力炉・ 「別により設立された法人のうち、次に で記述が表す。 「別により設立された法人のうち、次に で記述が表す。 「別により設立された法人のうち、次に で記述が表す。 「別により設立された法人のうち、次に で記述が表す。 「別により設立された法人のうち、次に で記述が表す。 「別により、新技術開発事業 で記述がある。

についても同じ。) イ。科学技術(自然科学に係るものに限る。以下ロ及びハ

支給を主たる目的とする法人。1。科学技術に関する試験研究を行う者に対する助成金の

主たる目的とする法人で、その普及啓発に係る業務に関へ。科学技術に関する知識及び思想の総合的な普及啓発を

を主たる目的とする法人。

はこれらの者の修学を援助するための寄宿舎の設置運営

。 だうに引き の子などにより一切になって、 だって角の日の翌日から五年を経過していないもの。 し国から補助金の交付を受け、かつ、その交付を受けた

七号の指定を受けているもの。ものは除く。)で、日本育英会法施行令第十九条第三項第一。学術に関する研究を主たる目的とする法人(イに当る

去人。という。)における教育に対する助成を主たる目的とするという。)における教育に対する助成を主たる目的とするホ。学校教育法第一条に規定する学校 (③において「学校」

へ。学生若しくは生徒に対する学資の支給若しくは貸与又園をいい、各種学校及び専修学校は含まれない。学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚注)上記の「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、大

ていないもの。 ていないもの。 で、その変付を受けた日の翌年から二年を経過しけ、かつ、その変付を受防とする法人で、その普及向上に関する業務又はその保めとする法人で、その普及向上に関する業務又はその保めとする法人又は文化財保護法第二条第一項に規定する文で、芸術の普及向上に関する業務を行うことを主たる目的で、芸術の普及向上に関する業務を行うことを主たる目的で、

リ。図書館法第二条第一項に規定する図書館の設置運営を

主たる目的とする法人。

- 主たる目的とする法人。ヌ。博物館法第二条第一項に規定する博物館の設置運営を
- | る博物館としての登録を受けたものに限られている。||注)上記の「博物館」とは、博物館法第一0条の規定によ

ル。財団法人日本体育協会。

から二年を経過していないもの。 業務が全国の区域に及ぶもので、その業務に関し国からワ。貧困者の訴訟援助を主たる目的とする法人のうちそのワ。貧困者の訴訟援助を主たる目的とする法人のうちその

翌年から二年を経過していないもの。翌年から二年を経過していないもの。自然環境の保全のため野生動物の保護繁殖に関する業の実務が全国の区域に及ぶもので、その業務に関し国から補助金を「の交付を受け、勝、その交付を受けた日のの業務が全国の区域に及ぶもので、その業務に関し国から補助金を「の交付を受け、勝、その交付を受けた日の業務が全国の区域に及ぶもので、その業務に関する業額の保護の保全のため野生動物の保護繁殖に関する業

③私立学校法第三条に規定する学校法人で学校の設置を主た

所謂一条校のみである。 (注) 上記の「学校」については、②のホの(注)を発

④社会福祉法人

最終的に国又は地方公共団体に帰属し、又は帰属することが財産の贈与(死因贈与を除く。)であっても、その贈与財産が建設又は拡張等の目的をもって設立された後援会等に対するなお、公立の学校等国又は地方公共団体の設置する施設の

条の二通達の二)。る贈与に該当するものとして取り扱われている(措法第七0の贈与に該当するものとして取り扱われている(措法第七0明らかな場合には、その贈与は、国又は地方公共団体に対す

果となると認められる場合でないこと。関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結り、贈与により贈与者又はその親族その他これらの者と特別の

る(措法七0条の二通達の一0)。扱い(第三節Iの四参照)に準じて取り扱うものとされていり公益法人等に対して贈与税を課税することとなる場合の取ら公益法人等に対して贈与税を課税することとなる場合の取った。

こととされている 四月以内に相続税の修正申請書等を提出しなければならない 条の二②)、この場合には、その二年を経過した日の翌日から していないときは、 その贈与を受けた財産をその公益を目的とする事業の用に供 ことになったとき、又はその二年を経過した日においてなお 日 法人である場合には、 から二年を経過した日までに特定の公益法人に該当しない なお、この制度は、 (措法七0の三①、 適用しないことになっており その特定の公益法人が、 財産の贈与を受けた法人が特定の公益 2 贈与を受けた (措法七0

ルニ、5。 尚特定公益増進法人に該当する証明書は所轄庁より発行さ

八。収益事業の範囲に関する注意事項

――とあるのは、法人税基本通達の番号を示している。)尚、法人税基本法人に影響する部分のみを挙げることにする。(以下、例えば一五――あらましを述べるが、その全文は七0項目以上であるため、とくに学校基本通達(昭和四四年五月一日有審(法)二五(例規))についてその

よう配慮したと記されている。慣行を尊重しつつ個別的事情に即した課税処理を行うための基準となる通達の制定についての説明によると通達の個々の規定が適正な企業会計

(公益法人等の本来の事業が収益事業に該当する場合)新設 一五―一

の事業と考えるべきものである⑩。ところで公益法人等が税法上の収益事業に該当する事業を営んでいる事業がその公益法人等の本来の目的である事業であっても、その事業から生ずる所得について法人税が課せられることが明らかにしている。ここにいう「本来の目的たる事業」とられることが明らかにしている。ここにいう「本来の目的たる事業」とられることが明らかにしている。ここにいう「本来の目的たる事業」とられることが明らかにしている。ここにいう「本来の目的たる事業と考えるべきものである⑩。

環であっても課税することとしている。学校法人が後で述べる技芸教授業を行っていれば、本来の教育活動の一業が収益事業であるかどうか、実質的に解釈することとした。例えば、場をとっているので、その公益性の有無で判断するのではなく、その事場を目的とするものではない。しかしながら、その法人の活動が他の学校法人は、本来、教育研究活動を目的として設立されたものであり、学校法人は、本来、教育研究活動を目的として設立されたものであり、

略)

(委託契約等による事業) 一五―一―二

(省略

(公益法人等の本来の事業が収益事業に該当する場合) | 五 | 一一 | (省

共済事業)新設 一五—一—三(昭和五六、直法二—一六追加)

事務代行を行う保険共済は、「請負業」に該当する。要件を除き「金銭貸付業」に、構成員が団体生命などに加入するための収益事業に該当すれば課税される。例えば、教職員共済貸付は、一定の収益事業に該当すれば課税される。例えば、教職員共済貸付は、一定の学校法人が教職員等のための共済事業として各種の事業を行う場合、

(継続して営まれるもの)改正(五一一一五(昭和五六、直法二一十二一一六改正)

事務所を受けて営まれるものとは、一ヶ所に固定された毎安とらって六改正)

能を有するものも含まれる。営業するもののほか、事業の性質に応じて事業活動上の拠点としての機当務所を設けて営まれるものとは、一ヶ所に固定された施設をもって

事業計画に基づく事業の遂行に相当期間を要するものも含む。例えば土地の造成及び分譲、全集又は辞典の出版等のように通常一の「特掲事業」というのは、前文のはじめに列挙した事業をいう。継続的に、もしくは不定期的に反復して行われる場合も該当する。なお、継続して営まれるものとは、一定期間引続いて行うものだけでなく、

(付随行為)改正(一五—一—六(昭和五六直法二—一六改正

れる。要するに通常その収益事業に係る事業活動の一環として、又はこる販売を行っている場合は、その販売は技芸教授業の付随行為とみなされる。例えば、技芸教授業を営む学校法人が技芸教授に係る教科書に係れる。の とば、技芸教授業を営む学校法人が技芸教授に係る教科書に係れる。の主業の範囲として、前に三二業種を列挙したが、この事業に該当

に関係して行われる行為を云うものとされる。

|松益事業の所得の運用)改正||一五―一―七(昭和五六直法―一六)

E

される資金以外のものとして、その範囲を限定している。は課税対象から除外できる。ただし、その収益事業の運営に通常必要とその運用資産の一部を教育事業に移管したときは、これから生ずる果実実は、通常、収益事業の付随行為として課税されるが、経理を区分し、収益事業から生じた預金等の運用によって生ずる利息配当金などの果

証金等に係るものは区分経理出来ないものとされる⑪。即ち収益事業の遂行上、通常必要な範囲のものや、不動産貸付業の保

(身体障害者等従事割合の制定) 一五―一―八(省監

九。物品販売業

(宗教法人、学校法人等の物品販売)改正(五―一―一0(昭五六直(物品販売業の範囲)改正(五―一―九(昭五六直法二―十六改正)

一十六、昭五七直法二―一一、昭六三直法二―一改正)(文部大臣が指定した学校給食会)改正 一五―一―一一(映五六直法

法二—一六改正)

売の具体的取扱いが、きわめて重要と思う。 以上の通達のうち、一五―一―一0に記載された学校法人等の物品販

ような教科書の販売は、物品販売業に該当せず収益事業にならない。たその学校の学生、生徒等を対象として販売されるものとしている。このにし、教科書、参考書、問題集等、学校の指定により授業に用いるため、まず、教科書その他これに類する教材については、その定義を明らか

業が課税事業であるから、 技芸教授業に係わる教科書等の販売は、そのもとになる技芸教授 付随行為としてその販売行為も収益事業に含

ンパスの販売をした場合などが該当する。 おいて家政教育上、 であっても物品販売業に該当し、課税対象となる。 編糸などの用具の販売は、たとえ授業に教材として指定されているもの べて収益事業となる。 教授業に該当するかどうかに関係なく、学校教育法第一条校も含めてす 外の単なる参考書の販売は物品販売業に該当する。 以上の教科書その他これに類する教材以外の出版物、 布地や糸を販売した場合、 また、 ノート、 筆記具などの文房具、 美術教育上、 この取扱いは、 例えば、 例えば授業指定 布地、 絵具やキャ 高等学校に

たが、授業において教材として指定するものでなく、 に該当するかどうか疑義があっ ことを明確にした。まお、運動靴、 者が販売できるものであるからという理由で、 学校法人が行う制服、 制帽などの販売については、 運動衣なども前記一五―一―一0の 今回、 物品販売業に含む しかも、 従来「物品販売業」 外部の業

から注意が必要である。 る場合は、「物品販売業」または「仲立業」として収益事業の対象となる 売を依頼し、 制服、 学校法人がその業者から手数料やあっせん料などを収入す 制帽などを直接、 学校が販売しないで、 外部の業者に販

に含めて物品販売業の対象となるものと思われる。

品販売業に該当しないものとしている 但し学校法人等が行うバザーで年一、二回開催される程度のものは物

不動産販売業

(特定法人の範囲 (不動産販売業の範囲) 五 五————二 <u>.</u> | (省略 (省略)

金銭貸付業の範囲) 新設 五———四 (昭五六直法二—十六追加

金銭貸付業に該当しないこととした。 る共済的貸付を行っている場合、 息収入は、金銭貸付業に該当せず、 ても資金運用手段として利用されているが、この実態は、 とを明確にした。 の者に対する貸付けであっても金銭貸付業として課税対象に含まれるこ (売戻し)条件付売買で、 つぎに、学校法人が教職員などを対象とし、住宅貸付制度などいわゆ 公益法人等が行う金銭貸付けから生ずる利息収入などは、 なお、 有価証券の現先取引は、最近、学校法人におい 有価証券売買に類似しているため、 つぎの各条件にすべてを備えていれば 課税しないことを明らかにした。 公社債の買戻 特定

①その教職員等の拠出に係る資金を主たる原資としていること

②金銭の貸付け対象が教職員等特定であること

たとえ利率が年7。 以上によって、学校法人が自己の資金を教職員に貸付けている場合は、 ③利率は年7。3%以下であること 3%以下であっても金銭貸付業の対象になるから注

て金銭貸付を行うものの他、 まれると解される。 れると解されるもので、 又一般に 「金銭の貸付」という場合には、金銭消費貸借契約に基づい 手形割引の方法による資金の供給行為は当然含 これと同様の経済的実質を持つものが含ま

(金銭貸付業に該当しない共済貸付け)

五一一一五

(省略)

不動産貸付業

(物品貸付業の範囲) 一五― 一—一六 (省略) 412

加 (不動産貸付業の範囲) 新設 一五————七 (昭五六直法二— 一六追

五六直法二—一六改正) (非課税とされる墳墓地の貸係け) 一五 (非課税とされる国等に対する不動産の貸付)改正 (省略 五——— 九(昭

とされた。 地方公共団体に対し直接貸付けられるもののみに限り非課税とすること けのほか、 動産貸付業に該当しない。 業などに該当する場合は、 る場合は非課税とされていたが、昭和五六年の法律改正によって国又は 用者の管理の下に移して利用させる行為である。 他の公共法人、 不動産の全部又は一部をその利用者にある期間 また、 公益法人等にそれらの事業目的の用に貸付け 倉庫業などとして収益事業に含まれるので不 従来、国、 地方公共団体に対する貸付 これが倉庫業、

備校、 るが、 宅用地の貸付け―一五―一―二〇、低廉貸付けの判定―一五―一―二一) 経営し、 業に該当するものと考えられる。 ない日時に他の者に継続的に、 すれば課税されない を定期的に収入する行為は不動産貸付業に該当する。 学校法人が、 したがって、 旅館業に該当するかどうかによって判定される 家賃を徴収する場合も該当する。 進学塾などに対する貸付けは、 その法人に在籍している学生生徒から徴する寮費収入について 主として住宅用土地として貸付ける場合で、一定の要件に該当 施設を土曜日、 学校法人が食堂、売店などを他の業者に経営させて家賃 特定の者に利用させるのだから不動産貸付業又は席貸 (基通一五-1-10-11)。 日曜日又は夜間など通常の業務に使用し 又は断続的に貸付ける行為、 なお収益事業となる「不動産貸付業」 後で述べる席貸業との関係っもあ ただし、学生生徒等の寄宿舎を (非課税とされる住 また教職員寮を所 予

> 額であると定められている 資産税及び都市計画でその貸付期間に係るものの合計額の三倍以下の金 価であることが必要とされ、 から除外される住宅用地の貸付については、 法施行規程四の二)。 (法人税施行令五条第 その貸付に係る土地について課される固定 その貸付の対価が低 一項第五号へ 法人税

製造業

(製造業の範囲) 五

(研究試作品等の販売) 五———二三(省略)

十四。

(通信業の範囲) 新設 五. 一 — 三四 (昭五六直法二—一六追

フォンの業務は、まさに通信設備を他人の通信の用に供する事業であり、 設置されているので、このことは今後、 においては、 る業務であるからとして今回、 赤電話などの公衆電話サービス業務は、 る赤電話、 「通信業」に該当することになる。 又他の者のために有償で行うファクシミリ 収益事業として明らかにされていなかったものとして、 青電話、黄電話などを設置する公衆電話サービス業務がある。 その大部分が学生生徒などのサービス業務として赤電話が 通信業に当たることとされた。 相当問題になるものと考えられ 電話による他人の通信を介助す

十五、 運送業

十六、

(運送業の範囲)

五.

一 | 三 五

(省略)

(倉庫業の範囲)

十七。

請負業

一五———二七

(実費弁償による事務処理の受託等) 一五一一一二八

(請負業と他の特掲事業との関係)

一五—一—二九

請負業は、

その範囲はきわめて広く解釈される。 ことについてその事務の代行を行う保険共済は請負業に該当するうもの 事務処理の委託を受ける業も含まれることになったため、 例えば、団体生命などに加入する

十八、印刷業

としている

印 :刷業の範囲) 五一一一三〇

出版業

(出版業の範囲) | 五— | — 三 | (省略)

(特定の資格)|五―|―三二(省略)

(会報を専らその会員に配布すること) 一五―一―三五 (省略)

(代価に代えて会費を徴収して行う出版物の発行) 一五———三六

(写真業の範囲) 五. 一一三七 (省略

二十、写真業

(席貸業の範囲) 新設 五. ———三八 (昭五六直法二—十六追加、

昭

五九直法二—一二改正

は、 きは収益事業に該当する。 いる場合、それが不定期又は断続的であっても継続して貸付かていると している学生生徒等以外に、 来の目的によるものは、 館等を有している場合、在籍している学生生徒等に利用させるように本 席貸業に該当する。例えば、テニスコートを他に利用させ収入して 当然、 不特定又は多数の者に席貸ししているとき 席貸業に該当しないが、その施設を在籍

学校法人が主として自ら利用する集会場、野球場、テニスコート、体育

行う事業は「席貸業」として収益事業の対象となる。

不特定又は多数の者の娯楽、

遊興又は慰安の用に供するため席貸しを

本文の注の一では、

つまり不動産貸付業との区分を明確にしたものである。 貸業に含まれない。これは長期にわたり継続して専用的に貸付ける行為 また、本文かっこ書にあるとおり不動産貸付業に該当するものは、 席

(会員に準ずる者)一五―一―三八の二

(利用の対価の額が実費の範囲を超えないもの)| 五― | ―三八の三(省

(省略)

二十二。

旅館業

(公益法人等の経営に係る学生寮) | 五− | −四○ (旅館業の範囲) 改正 一五—一一三九(昭五六、直法二—一六改正)

(学校法人等の経営する寄宿舎)改正 五—一一四一(昭五六、 直法

(省略)

一一一六改正

舎の経営は、 法人における在学生の寄宿舎経営は、 らない。なお、 けないものも含むものとして広く実質的に定義している。 ここでは、 旅館業には、下宿営業、旅館業法による旅館業の許可を受 付随する業務として収益事業に該当する。 技芸教授業を営む場合、その在学生等を対象とした寄宿 旅館業に該当せず、 要するに有料で 収益事業にな ただし、学校

410

一十六、

問屋業

宿泊される施設はすべて旅館等となると認められる。 (低廉な宿泊施設) 一五———四二(省略

十三。 飲食店業

(飲食店業の範囲) 一五.

も一日だけ屋台や茶店を開設し、 他の業者に経営を委せ、 などから仕出しを受けて飲食の提供をするものも含まれるとされてお ないもので、 で述べる「仲立業」に該当し収益事業に含まれる。 飲食店業は、 学校法人における食堂の経営が該当する。 非課税とされる。 自ら調理したものを提供するもののほか、 一売上額の一定割合を徴するような場合でも、 飲食物を提供する行為は また、 なお、年に一回しか 自ら調理しないで 他の調理業者 「継続性」 後 が

聾学校及び養護学校の幼稚園部及び高等部における学校給食に関する法 か、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」「盲学校、 なお、学校法人が、その設置する小学校、 学校給食等にもとづく給食事業は学校教育の一環としての行為でな 飲食店業に該当せず課税されない。「学校給食等」には、 中学校、 盲学校などに 以上のほ

律」も含まれる。

二十四、 周旋業

(周旋業の範囲) 五. 应 四

省略

二十五。 代理業、 仲立業

(問屋業の範囲) 五. 一四七 (省略

鉱業及び土石採取業

(鉱業及び土石採取業の範囲) 一五ご一ご四八ぐ省略)

、浴場業の範囲) 五. 应 九 (省略)

(理容業の範囲) 五. 一一五〇

三十、

(美容業の範囲) 五.

五

(省略)

三十一、興行業

(興行業の範囲) 五 1

五二

(省略)

(慈善興行等) 五. 五三 (省略)

、代理業の範囲

新設

五———四五

(昭五六直法二—一六追加

(仲立業の範囲 新設 五. 一四六 (昭五六直法二-

委託手数料などを得ている場合は、 業を例示している。 損害保険などの代理店として、 であるかの区別は難しい所である。ここでは、 が、実務上、どれが周旋業であるか、 仲立業は、 代理業とは、 他のために商行為の媒介を行う事業として収入を得ている 他の者のための商行為の代理を行う事業と定義して 保険会社などと代理店契約を結ばないで、 教職員又は学生性となどのために行う事 「請負業」に該当する。 代理業であるか、あるいは仲立業 具体的に、 団体生命保険 単に事務

三十二、

用させる事業をいう。 集会や運動会を行い収入を得ているときは、 な整備を行っていれば遊技所業に該当するが、 に適する必要な整備を行って、その本来の用途にしたがって利用者に利 (遊技所業の範囲) 遊技所業は、席貸業と似ているが、その施設が一般に利用させること 野球場の場合、野球をするために他の者に利用させる必要 新設 その点、席貸業は単に場所を提供させるに過ぎな 五. ———五四 (昭五六直法二—一六改正) 遊技所業ではなく、 野球場を利用して単なる

定上全く関係がないと解される。 なお有償で行われる限り会員制によるものかどうかは、 収益事業の判

に該当するかどうかによって判定する。

三十三、 遊覧所業

(遊覧所業の範囲) 五——— 五五五 (省略)

医療保険業

(医療保険業の範囲 一五—一—五六 (省略)

(日本赤十字社等が行う医療保険業) 一五―一―五七 (省略)

〔病院における給食事業〕一五―一―五八(省略〕

(専ら学術の研究を行う公益法人) 一五―一―五九 (省略)

(診療所の範囲) 一五—一一六〇 (省略

(臨床検査センター)一五―一―六一(省略

(地域医師等による利用) 一五—一—六二(省略

(地域医師等による診療) 五. 上三 (省略)

(オープン病院等の健康保険診療報酬の額に準ずる額) 一五一一一六三

の二(省略

(非課税とされる福祉施設等の判定) 五. 一一六四 (省略

> (災害等があった場合の特例) 五一一一六五 (省略)

、福祉病院等の健康保保険診療報酬の額に準ずる額) | 五― | ―六五の

二(省略

三十五、 技芸教授業

、技芸教授業の範囲) 新設 五—一一六六(昭五六、 直法二—一六追

加

法人税法施行令第五条第一項第三0号に示されている。 通信によるものも含まれることになっている。

学金、授業料などを収入金額とし、これに対応する費用を控除した金額 修学校、各種学校が行う技芸教授業は除かれる。 は所得として課税されることになる。ただし、学校教育法第一条校、 に該当し、その所得に対し課税される。 学校法人が、洋裁、和裁、編物などの教授を行う場合は、「技芸教授業」 したがって、技芸教授に係る入 専 - 127 —

開講座と称して技芸教授をおこなえば、 要するに、大学、高校、 専修学校などが正規の教授以外に、 その部分が収益事業となる。 例えば公

演劇、 和裁、 演芸、 着物着付け、 舞踊、

①技芸教授業に該当する場合

生花、 る。 縦(以上技芸という)及び公開模擬学力試験を行なう事業が該当す 舞踏、 編物、 音楽、 手芸、 自動車操縦、 料理、 理容、 小型船舶の操 美容、 茶道、

②技芸教授業に該当しない場合

定める専修学校又は同法八十三条一項の各種学校で大蔵省令で定め 上記に該当しても、 学校教育法第一条の学校、 同法八二条二項に

る法人の経営は除かれる (施行規則七条八条参照)。

(公開模疑学力試験) 五 | —六七

(授業時間数の判定) 五. -六七の三(省略

三十六、 駐車場業、 その他

(駐車場業の範囲) 改正 五—一一六八(昭五六直法二—一六改正)

学校法人の土地を駐車場とし、これを有料で収入を得ているもののほ 駐車場に用いるため一括して他に貸付けている場合も含まれる⑫。

(低廉保証料の判定) 一五—一一六九

(学校法人等が実習の一環として行う事業) 改正 一五一一一七0

六改正 (神前結婚等の場合の収益事業の判定) (省略) 一五——— 七一昭五直法二—十

三十七、 準学校法人課税とその問題点

扱いをうけるのであるが、学校教育法第 定める専修学校又は同法八三条一項の各種学校で取扱いの異なるものが 学校法人と準学校法人の税務上の取扱いは以上説明の通り大体同じ取 次にそれをみることにしたい。 一条の学校と同法八二条2項に

る。 先に十九技芸教授学校を学校法人が行えば所得に対し課税され 但し学校教育法第一条校、専修学校、 各種学校が行う技芸教

授学校は除かれ

程・専門課程について授業時間数についてそれぞれ制限が付され ている。又各種学校については認められない。 た所であるが準学校法人の設置する専修学校については高等課 人の税金とではその認められている寄附事業の範囲が異なる。 日本私学振興財団が扱う寄附金について、学校法人と準学校法 具体的には四、 (4)日本私学振興財団が扱う寄附金の項で述べ

認されるが、専修学校・各種学校については適用がない。 については毎年全国専修学校・各種学校協会より承認の陳情が行 特定公益増進法人に対する寄附金についても一条校について 、この点

載されている。 の範囲に一定の専修学校を設置する準学校法人を追加する旨が記 の九三年度(平成五年度) 平成二年一二月一八日の各日刊紙の報ずる所によれば、 税制大綱によれば、特定公益増進法人

(ニ)一条校に認められてその他の学校に認められないのは、 なったものと云われなければならない。 校教育を行うものでありながら法の下の平等に反し、 六・三・三・四制の単線型学校になったのが、 再び複線型学校に 且つ戦後 同じ学

戦後アメリカの教育使節団の指示により が角単線型となっ

が、 戦前型になったものと云うべきであり残念でならない。

器		B	区 分	以	根拠条文
法	人	税	非営利事業 収益事業	法人税を課さない。 税率 27 100 収益事業に属する資産のうちから、その収益事業以外の事業のために支出した金額は寄附金とみなす。 (公益法人等の寄附金の損金算入限度額) 所得金額×30 (社会福人おび私立50 又は200ち大きい)=寄附金の損金	法人税法第66条 第3項、第37条第 4項
所	得	税	別表第1(公共法人等の表) 第1号に掲げる内国法人が支 払いを受ける利子等、配当等、 利益の分配ならびに報酬およ び料金	所得を課さない。	所得税法第11条 第1項 別表第1 公共 法人等の表

器		8	X	分	in.	帮	根拠条文
相	統	帮	公益法人等がi 得した財産	彦贈により 収	相続または遺跡	せられるのは、 曽により財産を に限られ、法人 ゝ。	相続税法第1条
M	与	発	公益法人等が原 得した財産	着与により取	贈与税を課せ 贈与により財産 人に限られ、法 ない。		相続税法第1条第2条
登 作	-	4	1. 学(1) そ直下所 実育る宗 の教法びす政定得 校 (る学る取学校 を校の接「有校習ま土教も包の第城る得す登自(学盲校)得校を校の接「有校習ま土教も包の第城る得す登自(学盲校)得及 (2) 不真な等政のそ教権 らる供(の選ま内 股较範、は含まで、 (1) のでは、 (1) のでは、 (2) のでは、 (2) のでは、 (3) のでは、 (4) のでは、 (4) のでは、 (5) のでは、 (含た属と登地心のの 己教る内袋のはの 運賃)学物の含た属と登地心のの 己教る内袋のはの 運賃)学物の図教物う 画接に得 た人教物に有条利 す第規、國有審官()。 場に供登 はの法お規権にの る1定婆に権館上以の 場保す記 そ宗人よ定の規取 学条す護限の	2条) に定	() ない。 () なで () な () な	登録免許税法第 4条第2項 別表第3 非課 税の登記等の表

親 目	Z f		1 7	82	根	処 条	文
党	をおした。 とは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	校のはの 法設 す権校の他教権 第更る記供登第2は週、の輝け壁ま取の他教権 人立 るの合運直育利 2生盛ます記17項産法第規かて物た得運直育利 のし 学取等動接のの 条保物たる 条も業第3定ら襲のはす		OC.	724. 2		
印 紙 税	る土地の権利の即 		は、収益事業	作成する受取費 に関して作成す ても、営業に関	印紙 別級那 件表 22	1	 第2条 课段物

Æ	ž E	X	分	課	税	根拠条文
				しないものとして 印紙税は課税され		印紙税法基本亚達第 22 号文章 13
		非営利耶獎		道府県民党を課	さない。	地方税法第25条
住民	道府県 税	収益邪獎		法人税割 5.0 (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	10.000円福私の日本のでは、、まなり、社会ははでのでは、でのでは、ではでいるでは、では、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	第1項第2号、第 51条、第52条、 地方税法施行令 第7条の4
		非営利事業		市町村民税を課さ	- 1	地方税法第 296
税	订町村 民 税	収益虾業		法人税割 12.3 (制 14.7 (制 100 (l 100 (利限税 40,000 会は 第4 を 30 で 40、 40、 40 で 40 で 40 で 40 で 40 で 40	条第1項第2号、 第312条、第314 条の6 地方税法施行令 第47条

規 目	X	分	課	說	根拠条文
	非営利事業		都民説を	深さない。	地方税法第734
住民都民税税	収益事業		20.7 100) 均等収益 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	17.3 100 (制限税率 年 50,000円 業のうち、社たは項 学校法条第4項を 等64条又はで、領 修学事業の会 業の経済で、 の の の の の の の の の の の の う を は を り を と の の の の の の の の の り と し る り の の の の の の の の の の の の の の の の の の	条 地方税法施行令 第57条の2
法人事業稅	非営利事業 収益 事 葉		現 のを平断追るる新術教発第よ供 で 年 円 年 記税時新をれすの学会を(おには)の学会を(おに)のでは、	税を 50 万 700 700 700 700 700 700 700 700 700	地方税法第72条 の5第1項1号 地方税法第72条 地方税法第72条 の4第2項 60年4月1日より(1)~(5)は段階的 に廃止

帮 目	X	分	課	税		根拠条文
法人ग業税			(3) 新聞 こ(第1 (4) 教科 事業で (5) 一般	放送事業	で政令 るもの	
不叹 固 都市計画 在 一种	ででは、	場に なら が 単 法法にす 法で 成る法 が か 単 法法にす 太定 所不人不取 川境 校 の 校 、 い不 政め で動で不取 川境 校 の 校 、 い不 政め で動でで動で 大人おる 原産職		(得税、固定資	,	地方税法第73条 の4第1項、第348 条第2項、第702 条の2第2項

段		目	区分	理	税	根拠条文
取固氮	動得 空資 計画		職業訓練施設で直接職業 訓練の用に供する不動産 (7) 民法第34条の法人 設置する図書館で直接その用に供する不動産 (8) 民法第34条の法人、宗 教法人 設置する博物館で直接その用に供する不動産 (9) 民法第34条の法人で学 術の研究を目的とするもの その目的のため直接その 研究の用に供する不動産			
運が	2	気税	学校教育法第1条の学校、同法第82条の2の専修学校 および育法第1条の教育に準ずる教育の用法第1条の教育に進 な教育の用に供する 電気 が で次のもの (1) 学校教おお (2) 本の (2) 本の (2) 本の (4) 本の (5) 本の (5) 本の (6) 本の (6) 本の (7) 本	電気ガス税を	と探さない。	地方税法第 489 条第 9 項 地方税法施行令 第 54 条の 6 第 54 条の 7
物	0	段	(1) 学校教育法第1条に規定 する学校、その他政令で定 める教育機関 教育の用に供する第1種	物品殻を採る	さない。	物品税法第22条 第1項

82 E	国 区 分	課 税	根拠条文
物品移	または第2種の課税物品で 政令で定めるもの (2) 学術研究機関として政令 で定めるもの 学術研究の用に供する第 1種または第2種の課税物 品で政令で定めるもの		
入場税	(1) 学校教育法第1条に規定する高等学校、中学校、小学校、幼稚園その他政令で定める学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の生徒、児童または幼児を興行場等に入場させる場合。 (2) 学校法人、各種学校法人、社会福祉事業法人等が主催する修物で免税興行の条件に該当するもの		入場税法第5条第8条、第9条
事業所 税	(1) 法人税法第2条第6号の 公益法人(学校法人等)が事 業所等で行う事業のうち、収 益事業以外の事業所面積に 対するもの (2) 個人立各種学校等につい ては課税標準の2分の1控 除	収益事業部分の課税。	地方税法第 701 条の 34 第 2 項、 施行令第 56 条の 22 地方税法第 701 条の 42

等、弱者保護の見地より必ずしも最善の方法とは認められ難い。時代の発展に追従出来ず、又税当局の見解であるので本来の法の下の平徴に入り細に亘り解釈基準を示すことは、却って法の解釈を硬直化させ以上学校法人に係りを持つ通達に関し論じてきた所であるが、通達に

規定にある(国家行政組織法一四条二項)。管の諸機関及び職員に対し訓令又は通達を発することができる」という員会及び各庁の長官はその所掌事務について命令又は示達するため、所更に私見を述べるならば、そもそも通達の法的根拠は「各大臣、各委

ている。 法の規定は、 は行政庁間の事務取扱いについて指針ないし基準を示すものであるか 意的に規定したものに外ならならないと解される(昭和三六・三・一三 大阪地裁三三 いて命令をなしうることは、およそ行政機関の組織上当然のことであっ 法規として国民を拘束するものでないものと解すを相当とするとし 法律の規定をまつまでもないとこである。 かし職務上の上級官庁がその下級官庁に対し、 創設的な性質を有するものでなく、 行 四四 行集一二巻三号四0九頁)となし、 従って右の国家行政組織 いわば当然の事柄を注 その職務の執行につ

保護の立場を支持するものであり、妥当な判決と解する。保護の立場を支持するものであり、妥当な判決と解する。 (行) ウ 四八 行集二一巻五号七九九頁)としているにかかわらず、これに反して納税者に不利益な課税処分をすることは課税の対象にならないと信じた納税者に不利益な課税処分をするこでなく、租税法の基本原則の一つである公平負担の原則にも違背する違でなく、租税法の基本原則の一つである公平負担の原則にも違背する違でなく、租税法の基本原則の一つである公平負担の原則にも違背する違いなが、通達によって示達された内容が税務行政の現行一般においのでないが、通達によって示達された内容が税務行政の現行一般においのでなり、当に通道は下級行政庁を拘束するに止まり、法規たる性格を有するも更に通達は下級行政庁を拘束するに止まり、法規たる性格を有するも更に通達は下級行政庁を拘束するに止まり、法規たる性格を有するも

五―一―一に説明されている。

山本清次 他編 法人収益基本通達の疑問点 ぎょうせ

い

プニグ耳

③山本清次 他編 前掲書 六二九頁

④渡辺淑夫 著 寄付金課税の知識 財務詳報社

頁。

⑤税法研究会編 税務書式総覧 新日本法規 三0一以下。

⑥特別寄附金とよばれ法三七③により金額が損金として認められ

の国税庁長官に対し税別租税措置法第四0条の規定による承認を係

士、銀行等が評価人をして認められている。
⑧時価の評価は目下の所不動産鑑定士、税理士、弁護士、公認会計

又承認の手続きがなされた場合は、国税庁長官より承認申請に対

注

①公益法人等の本来の事業が収益事業に該当する場合、

基本通達

する承認の通知書が送達される。

二八頁。 法人税基本通達の疑問点

⑩山本清次

ぎょうせい

六

○前掲書 六三五頁。

○坂元左 他監修 遂条洋解法人税関係通達総覧(法人税基本通

達編二)

三九五一以下。 第十五章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税

— 138 —